

一般教育訓練給付制度 明示書

講座の名称	介護福祉士実務者研修科通信制（訪問介護員研修2級修了者）													
実施の方法	② 通信 スクーリング(回数 8回)													
指定講座番号	4	3	0	1	2	-	1	5	1	0	0	4	-	7
講座の創設年月日 平成27年4月1日	教育訓練給付金対象 講座の指定期間 平成30年3月31日まで			過去一年 間の講座 実績		入講者数(累積)(6人)				修了者数(6人)				
訓練期間	9ヶ月						総訓練時間				332時間			
1、教育訓練目標														
①取得目標とする資格の名称、目標レベル				介護福祉士実務者研修修了及び介護福祉士受験資格										
②①に係る資格・試験等の実施機関名称				厚生労働省										
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等				介護福祉士を受験するためには、3年以上の実務経験及び介護福祉士実務者研修を修了することが必要										
④当該技能知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況				<ul style="list-style-type: none"> ・ 職種・職務…介護福祉士、介護福祉職 ・ 業界…介護・福祉及び医療業界 ・ 活用状況…サービス提供責任者等 										
2、教育訓練の内容														
教科(カリキュラム)						時間		使用教材名						
通信課程						275		介護福祉士実務者研修テキスト 1～5巻(中央法規)						
スクーリング(介護過程Ⅲ)						45								
スクーリング(医療的ケア)						12								
3、受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされる条件など)														
①受講するに当たって必要な実務経験等				受講に当たっての実務経験は問わない										
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準				訪問介護員研修2級修了										
③その他				スクーリングは遅刻欠席することなく、全時間を通じて出席することが求められる。										

訪問介護員2級修了者

一般教育訓練給付制度 明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況				
(1) 資格取得状況				
① 昨年度内の受講修了者数	6人			
② ①のうち目標資格の受験者数	人	受験率(②/①)		%
③ ②のうち合格者数	人	合格率(③/②)		%
④ 上記②・③の回答者数	1人			
(2) 受講修了者数による講座の評価等				
① 回答者総数		1人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A: 就業者計	1
	2 非正社員、派遣社員	1人		
	3 その他の就業(自営業)	人		
	4 学生	人	②B: 非就業者計	0
	5 求職中	人		
	6 その他(主婦、無職等)	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 *②Aと同数(又はそれ以下)	1
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人		
	3 社内外の評価が高まる	人		
	4 円滑な転職に役立つ	人		
	5 趣味・教養に役立つ	人		
	6 その他の効果	6人		
	7 特に効果はない	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 *②Bと同数(又はそれ以下)	0
	2 希望の職種・業界で就職できる	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人		
	4 趣味・教養に役立つ	人		
	5 その他の効果	人		
	6 特に効果はない	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 *②Bと同数(又はそれ以下)	0
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	人		
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	人		
	4 就職していない	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 *①と同数(又はそれ以下)	1
	2 おおむね満足	人		
	3 どちらとも言えない	1人		
	4 やや不満	人		
	5 大いに不満	人		
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法				
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		受講生が課題に対する解答を提出し、科目担当講師が添削を行うことで、受講生の技能・知識のレベル到達度を測定している。また、スクーリングにおけるレベル到達度については修了評価を行い測定している。		
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数		①実施場所: 熊本YMCA学院東部校舎 所在地: 熊本市中央区帯山2-1-11 ②時期、期間等: 6~9月に8回実施		
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法				
通信課程の各科目における修了認定については、受講生が定められた期間に指定の科目の課題を提出し、科目担当者の添削を受け、60%以上の得点があった場合に修了となる。スクーリング科目における修了認定は、スクーリングの時間内に修了認定試験を行い、担当講師による評価基準に到達していると判断された場合、修了となる。両者ともに修了認定がなされた場合、12月末日をもって修了となる。				

訪問介護員2級修了者

一般教育訓練給付制度 明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	提出された課題の添削に際し、習熟度が不十分(不合格)の場合、課題の再学習・再提出により習熟度を高めて頂けるようにシステム化している。
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制	①就職に関して、ジョブカード作成アドバイザーが常駐しており、就職に関する支援や相談がいつでもできる体制を整えている。 ②資格取得に関して、介護福祉士受験対策及び模擬試験(有料)を実施し、国家試験合格に向けたバックアップ体制を整えている。
8. その他の事項	
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 熊本YMCA学園 (代表者名:福島 貴志)
所在地及び連絡先	〒862-8739 熊本県熊本市中央区新町 1-3-8 TEL 096-353-6393
施設名称及び施設長名	専修学校 熊本YMCA学院 (施設長:岡 成也)
所在地及び連絡先	〒862-0924 熊本県熊本市中央区帯山 2-1-11 TEL 096-382-6661
給付制度担当部署・者	通信制事務局 (担当者:瀬口 裕正)
連絡先	TEL 096-382-6661 (代表)
教育訓練経費 支払い方法	1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (①+②) 120,000円
⑩一括払	①入学料(税込額) 30,000円
	②受講料(税込額) 90,000円
⑪分割払	2. 教育訓練給付金の対象外となる経費 (①+②+③+④) 0円
⑫両方可能	⑬副読本代 0円
	⑭実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 0円
	⑮施設維持費(税込額) 0円
	⑯その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額) 0円
	3. 総額(1+2)(税込額) 120,000円

[特記事項]

別途テキスト代が必要(必須テキスト代:全科目・初任者・訪問2・3級は13,824円、訪問1級は5,184円、基礎研修は3,024円)

*テキストは各自購入となります。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 教育訓練給付の支援対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 教育訓練給付金は、該当教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、教育訓練給付金の支給を受けることはできません。